

「飯島町生物多様性保全条例（素案）」に対する
町民の意見提出手続き（パブリックコメント）の結果公表について

1. 募集方法等

町ホームページなどを通して、令和7年1月16日(木)から令和7年2月4日(水)までの20日間、町民の意見提出手続き（パブリックコメント）を実施しました。

2. 提出のあった意見等

5件（2人）

3. 意見の内容

ご意見	<p>第2章 町民等との協働による生物多様性保全活動の推進 次の条項の追加を提案します。</p> <p>*第〇条（生物多様性に配慮した事業活動の推進） 町は、生物多様性保全に配慮した農林水産業、商工観光業等の事業活動を支援し、事業者と協働しながら里山ブランドの価値向上を図る。</p> <p>【理由】 生物多様性基本法（平成20年法律第58号）の第19条（生物の多様性に配慮した事業活動の促進）には、次のように規定されており、同法第27条には「<u>地方公共団体は、前節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。</u>」とされています。</p> <p>よって、生物の多様性に配慮した原材料の利用、エコツーリズム、有機農業などの「生物の多様性に配慮した事業活動の推進」を国の施策に準じて条項を策定し、『ミヤマシジミ』をシンボルとしたブランド化を進めることが必要だと考えます。</p> <p>第19条 国は、<u>生物の多様性に配慮した原材料の利用、エコツーリズム、有機農業その他の事業活動における生物の多様性に及ぼす影響を低減するための取組を促進するために必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>2 国は、国民が生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択することにより、生物の多様性に配慮した事業活動が促進されるよう、事業活動に係る生物の多様性への配慮に関する情報の公開、生物の多様性に配慮した消費生活の重要性についての理解の増進その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>
町の考え方	<p>第12条（広報、啓発等）に以下のとおり下線部を追記しました。</p> <p>「町は、生物多様性サポーターによる生物多様性保全に資する、<u>ボランティア活動及び農林水産業、商工観光業等の事業活動</u>について、理解と関心を深めるために、広報、啓発その他必要な措置を講ずるものとする。」</p>

	<p>【理由】</p> <p>町は生物多様性保全に資するボランティア活動に対して、生物多様性サポーター制度による協力体制を強化し、町の広報媒体等を生かしてボランティア活動に注目が集まるように取り組んでいきます。事業者が行う生物多様性保全に資する事業活動に対しても同様の支援を行います。</p> <p>里山ブランドの価値向上の一つとしてご提案頂いた、ミヤマシジミをシンボルとしたブランド化については、飯島町生物多様性保全条例施行規則第 5 条に記載しております。事業者やサポーター、町が協働して、ミヤマシジミを豊かな生物多様性のシンボルとした普及啓発に努めていきます。</p>
--	--

ご意見	<p>第 3 章 生息地の保全</p> <p>第 15 条（生物多様性アダプト協定の締結等）の（2）の下に、次の事項の追加を提案します。</p> <p>* 外来植物、遺伝子組み換え植物等の栽培等に関する事項</p> <p>* 農薬及び衛生害虫や不快害虫の防除に用いる殺虫剤等の化学物質の使用等に関する事項</p> <p>【理由】</p> <p>生物多様性基本法の第 16 条（外来生物等による被害の防止）には、次のように指定されているため、生物多様性アダプト協定の締結等に際しての確認事項にすべきと考えます。</p> <p>第 16 条 国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある<u>外来生物、遺伝子組み換え生物等</u>について、飼養等又は使用等の規制、防除その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある<u>化学物質</u>について、製造等の規制その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>【参考】</p> <p>(1) 農薬取締法における「農薬」とは、農作物等を害する病虫害の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤などの薬剤や、農作物等の生理機能の増進または抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤、農地で利用する雑草を抑制する除草剤を指します。</p> <p>(2) 一方で、農作物等を加害しない衛生害虫（カ、ゴキブリ、ハエなど）や不快害虫（アリ、スズメバチ、ムカデなど）の防除に用いる殺虫剤は、農作物等の保護のために使われるものではないため、農薬取締法における「農薬」には該当しません。</p>
町の考え方	<p>一言で外来植物と言っても幅広く、農作物や園芸植物として栽培されているものもあります。それら全てをアダプト協定で制限することは現実的ではなく、</p>

	<p>国が定める「特定外来生物」や、本条例で定める「飯島町指定外来種」のみの規制にとどまります。これらはそれぞれ、国内及び町内において栽培等が原則禁止されているため、アダプト協定の締結時に定める事項には当てはまりません。</p> <p>遺伝子組み換え植物は一部を除き、国内では現在、栽培が認められておりません。そのため、現状ではアダプト協定で定める必要はないと考えますが、将来的に国が栽培を認めた場合には、アダプト協定の締結時に定める事項に追加する検討が必要かもしれません。</p> <p>化学物質の使用の有無については、その土地や周囲の景観、近隣住民の意向等の実情を鑑みる必要があるため、第 15 条 (4) で個別対応していきます。</p>
--	--

ご意見	<p>第 4 章 (種の指定と保全)</p> <p>第 20 条 (希少野生動植物種の指定) の条文「町長は、町内に生息又は生育する野生動植物種のうち、次のアからオまでのいずれかに該当する種を希少野生動植物種として指定することができる。」を次の下線部を追加して修正することを提案します。</p> <p><u>*町長は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成 4 年法律第 75 号) に基づき指定された「国内希少野生動植物種」の他に町内に生息又は生育する野生動植物種のうち、アからオまでのいずれかに該当する種を希少野生動植物種として指定することができる。</u></p> <p>【理由】</p> <p>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法) において、2018 年に公益社団法人 上伊那教育会から出版された書籍の「上伊那の自然」の中で紹介されている、かつての里山で身近な存在であった次のような「種」が既に指定されているため、生物多様性アドバイザー会議は、町内において保全に係り、特に重要と考える「動植物」について協議することが大切だと考えます。</p> <p>・国内希少野生動植物種一覧 (上伊那地域に生息する種を一部抜粋)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">分類</th> <th style="width: 30%;">科名</th> <th style="width: 45%;">種名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">鳥類</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">タカ科</td> <td style="text-align: center;">イヌワシ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">クマタカ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ハヤブサ科</td> <td style="text-align: center;">ハヤブサ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">昆虫</td> <td style="text-align: center;">ゲンゴロウ科</td> <td style="text-align: center;">ゲンゴロウ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">コオイムシ科</td> <td style="text-align: center;">タガメ</td> </tr> </tbody> </table> <p>根拠情報：国内希少野生動植物種一覧 自然環境・生物多様体 環境省</p>	分類	科名	種名	鳥類	タカ科	イヌワシ	クマタカ	ハヤブサ科	ハヤブサ	昆虫	ゲンゴロウ科	ゲンゴロウ	コオイムシ科	タガメ
分類	科名	種名													
鳥類	タカ科	イヌワシ													
		クマタカ													
	ハヤブサ科	ハヤブサ													
昆虫	ゲンゴロウ科	ゲンゴロウ													
	コオイムシ科	タガメ													
町の考え方	<p>第 20 条 (希少種の指定) に以下のとおり下線部を追記しました。</p> <p>「町長は、町内に生息又は生育する野生動植物種のうち、<u>絶滅のおそれのある</u></p>														

	<p><u>野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75条）に基づき指定された国内希少野生動植物の他に、次の各号のいずれかに該当する種を希少種として指定することができる。…」</u></p> <p>【理由】</p> <p>国内希少野生動植物種は、飯島町希少野生動植物種よりも捕獲等に関する規制が厳しく、国レベルでの絶滅のおそれが非常に高い種であるため、飯島町希少野生動植物種として二重で指定する必要はないと考えられます。</p>
--	---

ご意見	<p>第4章 種の指定と保全</p> <p>第20条（希少野生動植物種の指定）に次の「種」に関することの追加を提案します。</p> <p>*その種の個体が農業において有益な役割を果たしており、減少すると生産供給に重大な危機となり得る可能性があること</p> <p>【理由】</p> <p>(1) 欧米で発生したミツバチの大量失踪は、「蜂群崩壊症候群（1 Colony Collapse Disorder：CCD）」と呼ばれ、世界各国で同様の現象がみられ、現在も問題になっています。</p> <p>(2) 欧州連合（EU）では、2013年から一部のネオニコチノイド系農薬の使用を禁止し、2018年には屋外での使用を全面的に禁止しました。また、フランスやドイツ、イタリアなどの国々でも厳しい規制が導入されています。</p> <p>(3) 日本においては「ネオニコチノイド農薬による陸域昆虫類に対する影響評価研究」研究代表者：中牟田潔（千葉大学大学院園芸学研究科）研究実施期間：2014年～2016年度では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネオニコチノイドは従来の農薬よりも感受性幅が広く、リスク評価がしにくい ・連続使用すると、土壌中に残留する傾向がある ・周辺雑草への残留が確認された <p>ことが報告されました。</p> <p>(4) 事態を重く見た日本でも有識者会議が行われ、2018年（平成30年）3月に国立研究開発法人 国立環境研究所が、環境省に対して報告した「平成29年度 農薬の花粉媒介昆虫に対する環境影響評価」では、『<u>ミツバチや野生ハチなどの花粉媒介者は、安定した食料供給や生態系維持において極めて重要や役割を果たしているため、花粉媒介者の減少は人類の生命・生活を脅かす重大な危機となり得る。</u>』と言及しています。</p> <p>(5) 併せて、『現段階で農薬が野生ハチ類に及ぼす影響について十分な知見</p>
-----	--

	<p>が集積できていないと結論づけられたが、我が国が国における農薬リスク影響スキームが、技術的にも法的にも十分整備されているとは言い難い。』と指摘しています。</p> <p>(6) 町内においては、花粉媒介を必要とするリンゴなどの果樹類やソバなどの主要な農作物であるため、ニホンミツバチなどの「花粉媒介者」やカリバチ類などの「天敵」に該当する種の保全も、特産品等の生産持続のために重要と考えます。</p>
町の考え方	<p>飯島町希少野生動植物種として指定するのは、町内で絶滅のおそれが高まっている種です。農業に有益な種までも指定の対象に含めしまうと、絶滅のおそれが低い種や外来種も候補に含まれてしまいます。また、農業に有益な種は生物種の多くが該当し、有益か否かを判別することは科学的・技術的に非常に困難です。したがって、農業に有益な種という区分を飯島町希少野生動植物種の要件に追加することはできません。</p>

ご意見	<p>幅広い町民、町民以外の方も賛同、参加できる内容が良いと思います。</p>
町の考え方	<p>本条例はより多くの方に賛同してもらい、参加してもらうために、条例の前半部分（第2章）で「町民等との協働による生物多様性保全活動の推進」を明記してあります。この章の中では、幅広い方々を生物多様性サポーターとして新たに認定し、サポーターどうしの交流や協力ができる体制を構築していく旨が明記されております。多くの方々が関わることで、町内の生物多様性保全の機運が高まることを目指しています。</p>